

徳之島福祉社会 報酬規程

常勤役員(理事長)

非常勤役員(理事・監事)

評議員

評議員選任・解任委員外部委員

苦情相談第三者委員

社会福祉法人 徳之島福祉社会

令和4年 一部変更

徳之島福祉社会 役員等・外部委員・苦情相談第三者委員の 報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳之島福祉社会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規定等に基づき、報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 外部委員とは定款第6条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (6) 「第三者委員」とは事業者段階で、苦情解決に社会性や客観性を確保するために置かれた者をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員(理事長)報酬(月額報酬、賞与、退職慰労金)
- (2) 非常勤の役員(理事・監事・外部委員)報酬(半日額報酬・退職慰労金)
- (3) 評議員報酬(半日額報酬・退職慰労金)
- (4) 外部委員(半日額報酬・退職慰労金)
- (5) 苦情相談第三者委員報酬(半日額報酬・退職慰労金)

(常勤理事報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事(理事長)の月額報酬額は、責務・職務内容・在任期間・法人の

各年度の実績等に照らし、その役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額とし、その限度額内で理事会において決定する。

- 2 常勤理事の報酬総額は賞与を含み、年額400万を限度とし別表1及び2で算定する。職員から理事長に就任した場合にあっても年額400万を限度とし、月額報酬並びに賞与とする。
- 3 職員と理事或いは理事長を兼務している場合は、役員報酬は支払わない。
- 4 理事長は週平均4日以上業務にあたるものとする。
- 5 退職慰労金

(常勤理事報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、職員給与規定第3条に準じて支払うものとする。

- (1) 報酬 翌月21日の支払いとする。(但し、支払日が休日又は銀行休務の場合は原則として前日に支給する。
- (2) 賞与 毎年6月30日及び12月10日とする。
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後の1月以内

(報酬等の日割り計算)

- 第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月迄の報酬を支給する。
 - 5 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 6 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(非常勤役員等の報酬の支給方法)

- 第7条 非常勤役員等の報酬は、理事会・評議員会・評議員選任、解任委員会への出席或いは法人・施設運営のための業務に就く度、別表3によって支給する。但し、当法人の職員として給与を受ける者にあたつては、報酬は支給しない。
- 2 報酬は半日単位で支給する。

(1) 半日で異なる会や業務に出席しても、半日の報酬。

(2) 午前・午後に行われた場合は1日の報酬。

- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(常勤役員・非常勤役員等の退職慰労金)

第8条 退職慰労金は別表4の金額とし、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後の1月以内に支給する。

(費用)

第8条 役員等が出張する場合は第5表に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は、平成29年6月16日より施行する。

別表第1 常勤の理事の報酬

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月額250,000円～
＊ 職員より引き続き常勤理事となった場合は職員時の最終の月の 本俸＊0.8％	

別表第2 常勤の理事の賞与

限度額内 給与月額×12＋賞与 ≤400万

別表第3 非常勤役員等の報酬)

(1) 理事・監事・評議員・外部委員・苦情相談第三者委員

理 事 ・ 監 事 ・ 評 議 員 ・ 評議員選任・解任委員・第三者委員	半 日 額
理事会への出席 評議員選任・解任委員会出席 第三者委員・苦情相談	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

別表第4 常勤・非常勤役員等の退職慰労金

5年未満	3万円
5年以上～10年未満	5万円
10年以上	10万円

別表第5 旅費

旅 費	宿泊費	日当
評議員・理事・監事・外部委員	施設の職員旅費に準 じます。	10, 000 円
苦情相談第三者委員		